

子ども・子育て支援新制度の概要について

1 子ども・子育て関連 3 法について

○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

② 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化

③ 関係法律の整備法

上記 2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

○新制度の開始時期は、消費税率の引上げ時期（平成27年10月に10%）を踏まえて、平成27年4月からの本格施行が予定されている。（前段として、平成26年4月から消費税率を5%から8%に引き上げることが、平成25年10月1日に閣議決定された。）

※国では、平成24年9月から、「子ども・子育て支援新制度施行準備室」（内閣府）を設置して、準備を開始。

2 現行制度からの主な変更点

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

○3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、給付制度を導入。

○認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることによって、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となる。

○保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領（施設・事業者が代理して給付を受領）する仕組みとする。

(2) 市町村を制度の実施主体として位置付け

○「幼稚園の所管は道教委」「保育所の所管は道」と分かれている制度の実施主体を、市町村に一本化。

○市町村は、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供する責務を負う。また、市町村は、利用者が必要なサービスを受けられるよう、きめ細かく利用支援を行う。

(3) 子ども・子育て支援の量・質の充実

○消費税率引上げによる財源を活用して、子ども・子育て支援の量・質の充実が図られる。

○量の拡充として、市町村による計画的な整備、小規模保育等（新たに公費対象として追加）の多様な保育の充実などが図られる。

○質の改善として、職員配置や処遇の改善などが図られる。

3 給付・事業の全体像

○ 子ども・子育て支援法により、下表のとおり規定。

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	■施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	・利用者支援 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	■児童手当	

4 給付対象としての「確認」

○認可と確認

新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と合わせて「確認」を受けることを要する。

- 「認可」の趣旨：目的に合致した基準を満たしている旨
- 「確認」の趣旨：支給対象施設・事業である旨

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	北海道	子ども・子育て支援法	幕別町
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	幼稚園部分：学校教育法 保育所部分：児童福祉法	北海道		
	幼稚園		学校教育法	北海道		
	保育所		児童福祉法	北海道		
地域型保育事業	小規模保育		児童福祉法	幕別町		
	家庭的保育		児童福祉法	幕別町		
	居宅訪問型保育		児童福祉法	幕別町		
	事業所内保育(※)		児童福祉法	幕別町		

(※) 事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要。

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、「法人に限る」（施行前に現に認可を受けている施設は除く）とされている。（支援法 第31条第1項）

（地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）については、法人でない場合でも対象）

○確認を受けるための基準

各施設・事業の認可基準を満たす（認可を受ける）とともに、「運営に関する基準」を満たす必要がある。「運営に関する基準」は内閣府令として平成26年4月30日に公布された。

○既存施設等の経過措置

新制度施行の際（27年4月予定）現に存する認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、「別段の申出」があった場合を除き、「確認があったものとみなす」とされている。

（支援法 附則第7条第1項、第8条第1項）

5 利用者関係

（1）利用者負担の基本的な考え方

○利用者負担は、応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その水準は、国が定める基準額を踏まえ、市町村が設定。

○国が定める基準額は、各制度（幼稚園と保育所）の現行水準を基本としながら、制度間での負担格差を踏まえ、今後検討が行われる。

（2）教育・保育給付を受けるための認定

○教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（支援法第19条第1項 第1号、第2号、第3号）を受けることが必要。（表1参照）

○2、3号（＝保育を必要とする）の事由は、別途内閣府令で定められる。

○認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる。（表2参照）

○2、3号認定についてはさらに、「保育必要量」として「保育標準時間（11時間利用）」と「保育短時間（8時間利用）」の2区分が設定。

【表1：認定区分の類型】

	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間（利用）	—	
		保育短時間（利用）		
3歳以上児 （小学校就学前まで）	2号認定	保育標準時間（利用）	1号認定 （教育のみ）	教育標準時間（利用）
		保育短時間（利用）		

【表2：認定区分による施設・事業の利用区分】

各認定区分に応じて、○印のついた施設・事業を利用することが可能。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○※1	○	○※2
	幼稚園	○	※3	—
	保育所	※3	○	○
地域型	小規模保育	※3	※3	○
	家庭的保育	※3	※3	○
	居宅訪問型保育	※3	※3	○
	事業所内保育	※3	※3	○

※1：幼保連携型は定員設定しないことも可、※2：定員設定しないことも可、※3：特例給付による利用あり

(3) 利用手続き等

○給付制度では、利用者が施設と利用契約を行うことが基本となる。（民間保育所の場合は、利用者と市町村の間の契約）

○利用者は、市町村の関与（受給資格や保育の必要性の認定、利用調整（1号認定の子どもは除く）など）のもと、多様なニーズに合ったサービスを選択することができるようになる。

○施設側は、「正当な理由」（入園希望者が定員を上回るなど）がある場合を除き応諾義務を負う。

（1号認定の子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（方法）に基づき選考することを基本とする。）

(仮称) 幕別町保育の必要量の支給認定に関する基準を定める条例骨子案

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度では、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続として行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

この「保育の必要性」の認定にあたっては、客観的基準に基づき子ども一人一人につき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込むこととなります。

保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要量の認定）については、国で基準を定めておりますが、実際の運用に当たっては、本町として基準を定める必要があるとされております。

2 認定区分

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	保育所
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	保育所・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

3 保育認定の基準について

【現行】

児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、幕別町保育実施条例で保育の実施基準を策定

【新制度】

保育の必要性を認定するに当たり、国が以下の3点について認定基準を策定

① 「保育の必要性の事由」

保護者の労働又は疾病その他の政省令等で定める事由

② 「保育の必要量の区分」

保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分

③ 「優先利用」

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

4 基準案

項目	方針の内容		
	国の基準	町の基準	町の考え方
保育の必要性の事由	1 保育が必要な事由 以下のいずれかに該当すること。 (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイムなど基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）。居宅内の労働（自営業・在宅勤務等）を含む。） (2) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 (3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 (4) 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること。 (5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動（起業準備を含む。） (7) 就学（職業訓練校等での職業訓練含む。） (8) 虐待やDVのおそれがあること。 (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 (10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	国の基準と同じ	国の方針のとおり
保育の必要量の区分	1 保育標準時間 1日11時間まで保育利用可能（就労時間の下限は、1週間当たり30時間程度） 2 保育短時間 1日8時間まで保育利用可能（就労時間の下限は、1箇月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。）	○保育標準時間は1日11時間まで保育利用可能（1箇月あたり120時間以上） ○保育短時間は1日8時間まで保育利用可能（1箇月あたり1時間以上120時間未満）	○保育標準時間は、国の方針のとおり ○保育短時間は、国の方針に準拠するが最低就労時間を現行と同様とする。
優先利用等	1 ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等については、優先利用を可能とする。	国の基準と同じ	国の方針のとおり

(仮称) 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案

1 趣旨

平成 27 年 4 月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を限度として、町より施設型給付や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしています。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、本町の条例により定める運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

2 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

3 基準案

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	利用定員	1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「法」という。）第 27 条第 1 項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。 2 利用定員は、法第 19 条に掲げる区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	内容及び手続きの説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる子どもの数及び現に利用している 1 号認定こどもの総数が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる認定こどもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る 2 号又は 3 号認定こどもの数及び現に利用している 2 号又は 3 号認定こどもの総数が、2 号又は 3 号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	あつせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の利用について法第 42 条第 1 項の規定により市町村が行うあつせん及び要請又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項の（附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	支給認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 2 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 3 また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具等の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 特定教育保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。 4 特定教育・保育施設は前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、書面によって保護者に説明を行い、文書による同意を得ることとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	給付費等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定教育・保育の取扱方針	特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 認定こども園（(1)を除く。） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まなければならない。） (3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定教育・保育に関する評価	特定教育・保育施設は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	緊急時の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	市町村への通知 支給認定保護者に関する	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	運営規定	特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	懲戒に係る職権の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	秘密保持等	特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	情報の提供等	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与・収受してはならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	苦情解決	1 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 2 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 (3) 市町村への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用保育の基準	1 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。 2 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用教育の基準	1 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。 2 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用定員	1 利用定員については以下のとおりとする。 (1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下 (2) 小規模保育事業 A型及びB型 6人以上19人以下 (3) 小規模保育事業 C型 6人以上10人以下(15人以下5年間) (4) 居宅訪問型保育事業 1人 2 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		3 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	要請に対する協力	特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	特定教育・保育施設等との連携	1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。) 2 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合であっては、あらかじめ連携する障害時入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない、ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		3 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用者負担額等の受領	1 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 2 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要が認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 3 また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、文房具等の特定地域型保育事業の利用において通常必要とされる額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いについて。書面で保護者に説明し、文書による同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	評価等	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	運営規程	特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営に方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他重要事項	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	勤務体制の確保	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	記録の整備	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 (3) 市町村への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容			
		国の基準	基準	町の基準	町の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準	特定地域型保育の基準	1 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。 2 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用地域型保育の基準	1 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
附則	例 特定保育所に関する特	1 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、市町村の同意を得ることを要件とする。 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、拒んではならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	経過措置	1 小規模保育事業 C 型にあつては、この府令の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、6 人以上 15 人以下とする。 2 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

(仮称) 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例骨子案

1 趣旨

家庭的保育事業等は、新制度により、新たに市町村事業として位置付けられ、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の 4 類型があります。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。）

これに伴い、家庭的保育事業等の設置者や事業者については、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、本町の条例により定める設備及び運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日とする。

3 基準案

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	最低基準の目的	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	最低基準の向上	1 市町村長は、その管理に属する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	最低基準と家庭的保育事業者等	1 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭的保育事業者等の一般原則	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	保育所等との連携	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 2 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 3 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。 4 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	非常災害 家庭的保育事業者等と	1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	家庭の保育事業者等の職員の一般要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	衛生管理等	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用 する設備、食器等又は飲用に供する水につい て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な 措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所 等において感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品そ の他の医療品を備えるとともに、それらの管 理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する 職員の清潔の保持及び健康状態について、必 要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育 事業所の設備及び備品について、衛生的な管 理に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	食事	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目	方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則 食事の提供の特例	1 以下の要件を満たす家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する食事の提供について、調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。 2 搬入施設は、以下に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校又は同法第 6 条に規定する共同調理場	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目	方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則 利用乳児及び職員 の健康診断	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	家庭的保育事業所等内部の規程	家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	秘密保持等	1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
総則	苦情等への対応	1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
家庭的保育事業	設備の基準	1 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。 (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2) 保育を行う専用の部屋の面積は、9.9 m²(保育する乳幼児が 3 人を超える場合は、9.9 m²に 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 m²を加えた面積) 以上であること。 (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。 (6) 面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m²以上であること。 (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。	参酌すべき基準 (調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
家庭的保育事業	職員	1 家庭的保育事業を行う場所には、以下に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、以下のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者 3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第 34 条第 2 項において同じ。）とともに保育する場合には、5 人以下とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
小規模保育	区分 小規模保育の	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
小規模保育事業A型	設備の基準	1 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目	方針の内容			基準	町の基準	町の考え方	
小規模 保育事業 A型	設備の基準	階	区分	設備	参酌すべき基準 (調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準 と同じ	国の方針の とおり
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段			
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段			
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段			
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
小規模保育事業A型	設備の基準	ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
小規模保育事業A型	職員	1 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連携		参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
小規模保育事業B型	職員	1 小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は食事の提供の特により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	設備の基準	小規模保育事業A型の規定に準じる。	分ののみ従うべき基準（調理設備に係る部） 参酌すべき基準（調理設備に係る部）	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
小規模保育事業 B 型	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	基準 参酌すべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	連携 保護者との		基準 参酌すべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
小規模保育事業 C 型	設備の基準	1 小規模保育事業 C 型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき 3.3 m²以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、小規模保育事業 A 型の設備の基準に掲げる要件に該当するものであること。	参酌すべき基準 (調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
小規模保育事業C型	職員	1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用定員	小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者の連携		参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
居宅訪問型事業	居宅訪問型事業	1 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 (2) 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3) 法第 24 条第 6 項に規定する措置に対応するために行う保育 (4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法第 6 条第 4 項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 (5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	設備及び備品	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	職員	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方																										
居宅訪問型事業	居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり																										
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	き 参 基 酌 準 す べ	国の基準と同じ	国の方針のとおり																										
	内容 保育の		き 従 基 う 準 べ	国の基準と同じ	国の方針のとおり																										
	連携 保護者の		き 参 基 酌 準 す べ	国の基準と同じ	国の方針のとおり																										
事業所内保育事業	利用定員の設定	事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。 <table><tr><th>利用定員数</th><th>その他の乳幼児数</th></tr><tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr><tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr><tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr><tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr><tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr><tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr><tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr><tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr><tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr><tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr><tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr><tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr></table>	利用定員数	その他の乳幼児数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
利用定員数	その他の乳幼児数																														
1人～5人	1人																														
6人～7人	2人																														
8人～10人	3人																														
11人～15人	4人																														
16人～20人	5人																														
21人～25人	6人																														
26人～30人	7人																														
31人～40人	10人																														
41人～50人	12人																														
51人～60人	15人																														
61人～70人	20人																														
71人以上	20人																														

項目	方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
事業所内保育事業	設備の基準 1 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。 (3) ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき3.3㎡以上であること。 (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及び力の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容		基準	町の基準	町の考え方
事業所内保育事業	設備の基準	階	区分	設備	参酌すべき基準 (調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準 と同じ
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		

項目	方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
事業所内保育事業	設備の基準 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m 以下となるように設けられていること。 エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。 （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
事業所内保育事業	職員	1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。 (1) 乳児おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	基準 参酌すべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		基準 従うべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連携		参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
事業所内保育事業	職員	1 事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る、以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児おおむね 3 人につき 1 人 (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	設備の基準	小規模事業所内保育事業所は、小規模保育事業 A 型の規定に準じる。	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり

項目		方針の内容	基準	町の基準	町の考え方
事業所内保育事業	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	基準 参酌すべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		基準 従うべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡		き基準 参酌すべき	国の基準と同じ	国の方針のとおり
附則	食事の提供の経過措置	この省令の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は適用しないことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

(仮称) 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例骨子案

1 趣旨

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼夜家庭にいない子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものです。

子ども・子育て支援新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つに位置付けられ、その設備や運営基準について、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、本町が条例で定める必要があるとされております。

2 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

3 基準案

項目	方針の内容			
	国の基準	基準	町の基準	町の考え方
従事する者	・「放課後児童支援員」は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者 ○ 保育士 ○ 社会福祉士 ○ 高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ○ 教員免許を有する者 ○ 大学・大学院で、社会福祉学、心理教育芸術若しくは社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ○ 高等学校を卒業した者であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
員数	・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して放課後児童支援員2人以上を配置することとする。ただし、1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもって代えることができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

児童の集団の規模	・「児童の集団の規模」は、おおむね 40 人以下とする。	参酌すべき基準	国の基準と同じ。	国の方針のとおり
施設・設備	<専用区域、設備・備品等> ・専用区域（遊び及び生活の場並びに静養するための機能を備えた区域）と必要な設備及び備品 <面積> ・専用区域の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上とする。 <その他> ・専用区域と必要な設備及び備品等の整備は、衛生及び安全を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
開所時間及び開所日数	・開所時間は、休業日については 1 日 8 時間以上、休業日以外については 1 日平均 3 時間以上を原則とする。 ・開所日数は年間 250 日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、学校の休業日その他の状況等を考慮する。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
非常災害対策	・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
利用者を平等に取り扱う原則	・事業者は、児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

虐待の禁止	・職員は、児童に対し、虐待その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
秘密保持等	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・事業者は、職員であったものが正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
苦情への対応	・事業者は、その行った支援に関する児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・事業者は、苦情に係る事情調査にできる限り協力しなければならない	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
保護者との連絡	・事業者は、常に児童の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
関係機関との連絡	・事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
事故発生時の対応	・事業者は、児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

